

○三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前								
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）<u>第十五条の六、第十六条第一項及び第三項、第十九条、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項の規定に基づき、公共職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第一条の二 <u>この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 <u>公共職業能力開発施設として設置する職業能力開発校（以下単に「職業能力開発校」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>職業能力開発校には、附属施設として寄宿舎を設置することができる。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第三条 <u>職業能力開発校の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 <u>普通職業訓練の訓練課程は、長期間のものにあつては普通課程とし、短期間のものにあつては短期課程とする。</u></p> <p>2 <u>法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業能力の開発及び向上を図ることが必要であると認められる者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。</u></p> <p>3 <u>第一項の普通課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>訓練対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者又は</u></p>	名称	位置	(略)	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）<u>第十六条第四項の規定に基づき、職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 <u>職業能力開発施設として設置する高等技術学校（職業能力開発促進法第十六条第一項に規定する職業能力開発校をいう。以下「技術学校」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前項の技術学校には、付属施設として寄宿舎を設置することができる。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第三条 <u>技術学校の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 <u>普通職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。</u></p>	名称	位置	(略)	(略)
名称	位置								
(略)	(略)								
名称	位置								
(略)	(略)								

これらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 訓練期間 一年以上二年以内で職業能力の開発及び向上を図ることができる適切な期間

4 第一項の短期課程に係る法第十九条第一項の条
例で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、
それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練対象者 職業に必要な技能（高度の技能
を除く。）及びこれに関する知識を習得しよう
とする者であること。

二 訓練期間 一年以内で職業能力の開発及び向
上を図ることができる適切な期間

5 前二項に掲げるもののほか、普通課程及び短期
課程の教科、訓練時間、設備その他の基準は、規
則で定める。

（入校許可等）

第五条 職業能力開発校に入校しようとする者は、
規則で定めるところにより願書その他必要な書類
を提出し、知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

（退校処分）

第六条 知事は、訓練生（前条第一項の許可を受け
た者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する
ときは、退校を命ずることができる。

一 （略）

二 この条例又はこれに基づく規則に違反したと
き。

（授業料等）

第七条 職業能力開発校に在籍する者は授業料を、
入校を志願する者は入校選抜手数料を、入校する
者は入校料を納付しなければならない。ただし、
次のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一・二 （略）

2・3 （略）

（授業料等の不還付）

2 前項の普通課程及び短期課程における訓練科、
期間及び定員については、規則で定める。

（入校許可等）

第五条 技術学校に入校しようとする者は、知事の
許可を受けなければならない。

2 （略）

（生徒等に対する指示）

第六条 知事は、技術学校の施設及び物品の保全、
訓練中の安全、衛生の保持その他技術学校の管理
上必要があるときは、当該職員に、前条第一項の
許可を受けた者（以下「生徒」という。）その他
の関係者に対し必要な指示をさせることができ
る。

（退校処分）

第七条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当
するときは、退校を命ずることができる。

一 （略）

二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反
し、又は前条の指示に従わないとき。

（授業料等）

第八条 技術学校に在籍する者は授業料を、入校を
志願する者は入校選抜手数料を、入校する者は入
校料を納付しなければならない。ただし、次のい
ずれかに該当する者は、この限りでない。

一・二 （略）

2・3 （略）

（授業料等の不還付）

第八条 (略)

(授業料の減免等)

第九条 知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、規則で定めるところにより、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(職業訓練指導員の要件)

第十条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項の都道府県知事の免許を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する者として規則で定める者とする。

第九条 (略)

(授業料の減免等)

第十条 知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。